

藤枝市クラウドファンディング利用手数料補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、藤枝市内での創業や創業後の新事業展開を促進させるため、寄附型又は購入型によるクラウドファンディングを活用して資金調達をする場合における、クラウドファンディング利用手数料の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 創業者又は創業予定者と資金提供者とをインターネットを經由して結びつけることにより、創業者又は創業予定者が多数の資金提供者から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) クラウドファンディングプロジェクト クラウドファンディングを利用して支援を募り実施するプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）をいう。
- (3) クラウドファンディング利用手数料 クラウドファンディングに係るウェブサイト運営事業者に支払われるクラウドファンディングの利用手数料をいう。
- (4) 資金提供者 クラウドファンディングを用いて創業者又は創業予定者に資金を提供する者をいう。
- (5) 創業者 本市内に住所又は主たる事務所を有する個人又は法人であって、税務署に開業届出書を提出又は法務局に法人登記を行った後5年未満の者で、本市内においてクラウドファンディングを用いて新事業を展開し、又は既存事業を拡大させるものをいう。
- (6) 創業予定者 本市内に住所を有する又は主たる事務所を開設予定のある個人又は法人であって、補助金申請後2か月以内に税務署に開業届出書の提出又は法務局に法人登記を行う者で、本市内においてクラウドファンディングを用いて新事業を展開させるものをいう。
- (7) 新事業 次に掲げる要件のいずれかに該当する事業（フランチャイズ事業は除く。）をいう。

ア 創業者又は創業予定者が多様な地域資源を活用した独自のアイデア、技術等により取り組む新たな事業であること。

イ 全国に呼び掛けることで広く共感を得るストーリー性を有する事業であること。

ウ ファンの獲得又は地域ブランド力の向上に資する事業であること。

エ 新商品及び新サービスの開発並びに販路の開拓

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 創業者又は創業予定者であること。

(2) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、資金提供者からの資金によりプロジェクトが成立している事業であること。

(補助の対象及び補助率)

第5条 補助の対象は、プロジェクトに要する経費のうち、クラウドファンディング利用手数料とする。

2 補助額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

3 補助金の交付は、1プロジェクトにつき1回を限度とする。また、同一申請者による申請は、年1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、プロジェクトが完了した日から起算して30日以内に、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(1) 事前確認書(第2号、第2号の1様式)

(2) 事業実績書(第3号様式)

(3) プロジェクトの実施を確認できる書類

(4) クラウドファンディング利用手数料の支払いが確認できる書類

(5) 開業届出書又は法人登記簿事項証明書の写し(創業予定者の場合にあつては、税務署に開業届出書の提出又は法務局に法人登記を行い、その写しを7日以内に提出すること。)

(6) 市内に住所又は主たる事務所を有することの証明書

(7) 市税等の滞納がないことの証明書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び確定)

第7条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書兼確定通知書（第4号様式）により通知する。

(交付の条件)

第8条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

(1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。

(2) 公序良俗に反しないもの又は反するおそれのない事業であること。

(3) 政治性又は宗教性のない事業であること。

(4) プロジェクトの実施前に藤枝市エコノミックガーデニング支援センターエフドア（以下「エフドア」という。）へ事業確認書（第2号の1様式）を提出し、あらかじめその実施内容、方法等プロジェクト全般についてエフドアの確認を受け、事前確認書（第2号様式）を受領しなければならない。

(5) 資金調達達成後、プロジェクトの実施状況をエフドアへ報告すること。

(請求)

第9条 補助事業者は、第7条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに請求書（第5号様式）を提出しなければならない。

(プロジェクト完了後の報告)

第10条 市長は、補助の効果を確認するため、必要な範囲において、補助決定者に対し、補助を受けて取り組んでいる事業の実施状況について報告を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則（令和2年3月31日藤枝市告示第73号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

藤枝市クラウドファンディング利用手数料補助事業補助金交付申請書

第 年 月 日 号

藤枝市長

住 所
名 称
代 表 者 名 ⑩

年度において、藤枝市クラウドファンディング利用手数料補助事業を実施
したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請

(1) 金 額 円

(2) 事業の目的

第2号様式（第6条関係）

事前確認書

別紙事業者が作成した事業計画について、地域経済の活性化に資することが見込まれることを確認します。

年 月 日

藤枝市産業コーディネーター

⑩

第2号の1様式（第6条関係）

事業計画書（事前確認）

団体等の概要

名称	
代表者名	
住所	
事業所所在地	
創業年月日（予定）	
主な事業内容	
連絡先	TEL
	FAX
	E-mail

事業計画

プロジェクト名称	
ウェブサイト運営事業者	
募集期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）
目標支援金額	円
プロジェクト内容	

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

藤枝市長 印

藤枝市クラウドファンディング利用手数料補助事業費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった藤枝市クラウドファンディング利用手数料補助事業の補助金について、下記のとおり交付を決定及び確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市クラウドファンディング利用手数料補助事業実施要綱を遵守すること。

第5号様式（第9条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた藤枝市クラウドファンディング利用手数料補助事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 宛

住 所
名 称
代 表 者 名

印

口座振替先金融機関名

支 店 名

口座種別

口座番号

口座名義